

各 位

会 社 名 日本信号株式会社

代表者名 代表取締役社長 降簱 洋平

(コード番号:6741 東証第一部)

問合せ先 総務部長 成田 泰英

(TEL 代表 03-3217-7200)

会社名 日信電子サービス株式会社

代表者名 代表取締役社長 山手 哲治

(コード番号:4713 東証第二部)

問合せ先
執行役員業務推進統括部長
菊地
睦夫

(TEL 代表 03-5637-2460)

# 日本信号株式会社による日信電子サービス株式会社の株式交換による完全子会社化に関するお知らせ

日本信号株式会社(以下「日本信号」といいます。)と日信電子サービス株式会社(以下「日信電子サービス」といいます。)は、本日開催の両社の取締役会において、日本信号が日信電子サービスを完全子会社化するための株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしましたのでお知らせいたします。

本株式交換については、平成26年1月30日に開催予定の日信電子サービスの臨時株主総会において承認を受けたうえ、平成26年3月1日を効力発生日とする予定です。また、完全親会社となる日本信号においては、会社法第796条第3項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う予定です。なお、日信電子サービス株式は、本株式交換の効力発生日(平成26年3月1日)に先立ち、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)において平成26年2月26日付で上場廃止(最終売買日は平成26年2月25日)となる予定です。

# 1. 本株式交換による完全子会社化の目的

日本信号は、"より快適な人間社会の実現をめざし、「安全と信頼」の優れたテクノロジーを通じて、社会に貢献する"という企業理念の下に、「安全と信頼」を社会に提供する企業として成長し、全てのステークホルダーの皆様のご期待に応えねばならないと考えております。その具体的取組みとして、21世紀の価値基準に適合しながらサスティナブル(持続可能)な成長企業へと進化することを目的とする長期経営計画「Vision-2020 3E」を策定し、現在遂行中であります。

日本信号は、本長期経営計画に基づく中期経営計画(平成24年度~平成26年度)の下で、厳しいグローバル競争に勝ち残るための「ものづくり改革」と「新たな事業領域への挑戦」を旗印に、国際市場への戦略的拡大と成熟した国内市場における新事業創造を、スピードをもって取り組んでおります。

一方、日信電子サービスは、電気・電子機器の保守サービスを主な事業目的とし、親会社である日本信号が製造・販売するAFC、駐車場機器、交通システムその他機器のほか、他社が販売するこれらの機器及びOA機器の保守サービスを行っております。日信電子サービスは、経営基本方針に基づく中期経営計画(平成24年度~平成26年度)の下で、「構造改革の遂行」、「事業領域の開拓」をテーマに、顧客、株主、従業員など全てのステークホルダーの満足するサービス価値の向上を目指しております。そのため、各事業分野の意思決定・施策実行の迅速化を目的に企業体質を変革し、独自のサービスモデルを構築するなど、事業領域を拡大し、自ら市場開拓のできるサービス企業を目指して取り組んでおります。提案型営

業による既存市場でのシェア拡大と、今後も成長が期待できるITネットワーク及びソリューション関連 事業や駐車場関連事業に注力するとともに、既存事業の枠を超えた新規事業の開発にも努めております。 しかしながら、日信電子サービスを取り巻く市場環境は、保守の対象となる機器の省メンテナンス化、顧 客の外注費削減、保守の内製化等の影響を受け、更なる効率化と付加価値の高いサービスを提供し続ける こと、及び新たな事業への進出が必達の課題であると認識しております。

日本信号は、従来より研究開発から製造、販売、工事、保守に至る、一貫した競争力のあるグループ経営に取り組んで参りましたが、本株式交換により日信電子サービスを完全子会社にすることで、より迅速な意思決定、更なる効率的かつ機動的なグループ経営の実現を目指します。

また、日信電子サービスは、今回の完全子会社化により、メーカーである日本信号との一層の連携強化を図り、アフターサービスにおける情報をより上流工程の製品の開発・設計に反映させることで、より付加価値の高いサービスの提供と品質向上を図り、顧客満足の最大化を目指します。また、日本信号が海外で得たノウハウを共有し、日信電子サービスの新たな事業展開を加速します。

これらの取り組みにより、日本信号グループは、グループ経営の一層の充実・強化を推進し、グループ 企業価値の更なる向上を図り、今回の完全子会社化により日本信号の株式を保有することとなる日信電子 サービスの株主の皆様を含め、日本信号の全ての株主の皆様の期待に応えて参りたいと考えております。

#### 2. 本株式交換の要旨

# (1) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議日(両社)	平成 25 年 11 月 12 日 (火)
本株式交換契約締結日(両社)	平成 25 年 11 月 12 日 (火)
臨時株主総会基準日公告日(日信電子サービス)	平成 25 年 11 月 13 日 (水) (予定)
臨時株主総会基準日(日信電子サービス)	平成 25 年 11 月 27 日(水)(予定)
臨時株主総会(日信電子サービス)	平成 26 年 1 月 30 日 (木) (予定)
最終売買日(日信電子サービス)	平成26年2月25日(火)(予定)
上場廃止日(日信電子サービス)	平成 26 年 2 月 26 日 (水) (予定)
株式交換の日(効力発生日)	平成26年3月1日(土)(予定)

- 注1) 本株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づき、完全親会社となる日本信号においては簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けずに行う予定です。
- 注2) 本株式交換の目(効力発生目)は、両社の合意により変更されることがあります。

# (2) 本株式交換の方式

日本信号を株式交換完全親会社、日信電子サービスを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、日本信号については、会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また日信電子サービスについては、平成26年1月30日開催予定の臨時株主総会における承認を受けたうえで、平成26年3月1日を効力発生日とする予定です。

# (3) 本株式交換に係る割当ての内容

	日本信号	日信電子サービス		
	(株式交換完全親会社)	(株式交換完全子会社)		
本株式交換に係る 割当比率	1	2		
株式交換により発行する 新株式数	普通株式 5, 892, 796 株(予定)			

# 注1)株式の割当比率

日信電子サービス株式1株に対して、日本信号株式2株を割当て交付いたします。但し、日本信

号が所有する日信電子サービス株式 3,046,000 株については、本株式交換による株式の割当ては 行いません。

#### 注2) 本株式交換により交付する日本信号の株式数

本株式交換により日本信号が日信電子サービスの発行済株式(日本信号が保有する日信電子サービスの株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における日信電子サービスの株主(但し、日本信号を除きます。)に対し、その所有する日信電子サービスの普通株式1株につき日本信号の普通株式2株を割当て交付することを予定しております。なお、日信電子サービスは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する日信電子サービスの取締役会決議により、基準時において保有する全ての自己株式を、基準時において消却する予定です。

本株式交換により日本信号が発行する新株式数については、日信電子サービスが単元未満株主の単元未満株式買取請求等の適法な事由によって取得することとなる自己株式の消却等により今後修正される可能性があります。

# 注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、日本信号の単元未満株式 (100 株未満の株式) を所有する株主が新たに生じることが見込まれます。特に、所有されている日信電子サービス株式が 50 株未満である日信電子サービスの株主の皆様は、日本信号株式の単元未満株式のみを所有することとなる見込みであり、単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできません。日本信号の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様においては、日本信号の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

## 1. 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株式を所有する株主の皆様が日本信号に対し、所有されている単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

#### 2. 単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項の規定に基づき、単元未満株式を所有する株主の皆様が日本信号に対し、所有されている単元未満株式と併せて1単元となる数の単元未満株式の買増しを請求することができる制度です。

## 注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、日本信号の1株に満たない端数の交付を受けることとなる株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。)に相当する日本信号の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

# 注5) 本株式交換の条件の変更及び本株式交換契約の解除

本株式交換契約締結の日から本株式交換の効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、日本信号又は日信電子サービスの財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本株式交換契約の目的の達成が困難となった場合には、日本信号と日信電子サービスは協議し合意の上、本株式交換の条件その他本株式交換契約の内容を変更し、又は本株式交換契約を解除することができるとされております。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い 日信電子サービスは、新株予約権及び新株予約権付社債をいずれも発行しておりません。

# 3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

#### (1)割当ての内容の根拠及び理由

世界経済を取り巻く環境が急激に変化している状況下において、日本信号グループが将来にわたって成長し、社会に貢献していくためには、従来以上にグループ会社の強みを引き出し、総合力をより高めていくことが急務となっております。日本信号と日信電子サービスは、以前より両社の協業体制及び資本政策

の在り方等に関する議論を行っておりましたが、その一環として、平成25年7月頃、日本信号より本株式 交換について日信電子サービスに申し入れました。

日本信号は、下記(4)「公正性を担保するための措置」及び(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換の株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するため、日本信号の第三者算定機関としてみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所をそれぞれ選定し、本格的な検討を開始いたしました。

他方、日信電子サービスは、日本信号から提案を受け、下記(4)「公正性を担保するための措置」及び(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換の株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するため、日信電子サービスの第三者算定機関としてSMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」といいます。)を、法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選定し、日本信号からの本株式交換に関する提案の検討を開始いたしました。

その後、日本信号と日信電子サービスは、両社で本株式交換の目的、割当比率等について、それぞれの 第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また各社において両 社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。

日本信号は、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるみずほ 証券から平成25年11月11日付で受領した株式交換比率に関する算定書及び法務アドバイザーである西村 あさひ法律事務所からの助言を踏まえ、取締役会で慎重に審議した結果、上記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率は妥当であり、日本信号の株主の皆様の利益に資するものであると 判断し、本日開催された取締役会にて本株式交換の株式交換比率を、下記(5)①「日本信号における、利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認」に記載の方法により決議いたしました。

他方、日信電子サービスは、下記(4)「公正性を担保するための措置」及び(5)「利益相反を回避す るための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるSMBC日興証券から平成25年11月11日付で受 領した株式交換比率算定書及び株式交換比率算定書に関する詳細資料(以下「株式交換比率に関する算定 書等」といいます。)、法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言及び日本 信号と利害関係を有しない日信電子サービスの社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け 出ている杉山真一氏から平成 25 年 11 月 12 日付で受領した本株式交換の目的、交渉過程の手続、本株式交 換の株式交換比率の公正性、日信電子サービスの企業価値向上等の観点から総合的に判断して、当該決定 が日信電子サービスの少数株主にとって不利益でない旨の意見書を踏まえ、取締役会で慎重に審議した結 果、上記2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率は、下記(2)「算定に関する事 項」に記載のとおり、市場株価法に基づく株式交換比率の算定レンジの上限を上回るものであり、かつデ ィスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく株式交換比率の算定 レンジの範囲内であって、その内容が合理的なものであると認められる平成25年11月11日付のSMBC 日興証券の株式交換比率に関する算定書等に照らして合理的な水準であることから、日信電子サービスの 株主の皆様の利益に資するものであると判断し、本日開催された取締役会にて本株式交換の株式交換比率 を、下記(5)③「日信電子サービスにおける、利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監 査役全員の承認」に記載の方法により決議いたしました。

#### (2) 算定に関する事項

日本信号は、本株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、日本信号及び日信電子サービスから独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、平成25年11月11日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。なお、みずほ証券は、日本信号及び日信電子サービスの関連当事者には該当せず、日本信号及び日信電子サービスとの間で重要な利害関係を有しません。

みずほ証券は、日本信号については、日本信号が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在する ことから市場株価基準法を、日本信号と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似会社 比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、さらに将来の事業活動の状況を評価

に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。市場株価基準法では、平成25年11月11日を算 定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日、算定基準日以 前の1ヶ月間(平成25年10月15日から平成25年11月11日まで)、3ヶ月間(平成25年8月12日か ら平成 25 年 11 月 11 日まで)、6ヶ月間(平成 25 年 5 月 13 日から平成 25 年 11 月 11 日まで)の東京証 券取引所における株価終値単純平均値を採用しました。DCF法では、算定の前提とした財務予測には、 大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提 としておりません。また、日信電子サービスについては、日信電子サービスが東京証券取引所に上場して おり、市場株価が存在することから市場株価基準法を、日信電子サービスと比較的類似する事業を手掛け る上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、 さらに将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。市場株価基準 法では、平成25年11月11日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を 勘案し、算定基準日、算定基準日以前の1ヶ月間 (平成 25 年 10 月 15 日から平成 25 年 11 月 11 日まで)、 3ヶ月間(平成25年8月12日から平成25年11月11日まで)、6ヶ月間(平成25年5月13日から平成 25年11月11日まで)の東京証券取引所における株価終値単純平均値を採用しました。DCF法では、算 定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予 測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

なお、各評価方法による日信電子サービスの普通株式1株に対する日本信号の普通株式の割当株数の算 定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価基準法	1.51~1.55
類似企業比較法	1.51~1.94
DCF法	1. 46~2. 25

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産及び負債(偶発債務を含みます。)について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成25年11月11日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

なお、みずほ証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

日本信号は、みずほ証券より、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定 経緯等についての説明を受けることを通じて、みずほ証券による上記算定結果の合理性を確認しておりま す。

他方、日信電子サービスは、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、日本信号及び日信電子サービスから独立した第三者算定機関であるSMBC日興証券を選定し、平成25年11月11日付で、株式交換比率に関する算定書等を取得しました。なお、SMBC日興証券は、日本信号及び日信電子サービスの関連当事者には該当せず、日本信号及び日信電子サービスとの間で重要な利害関係を有しません。

SMBC日興証券は、日本信号及び日信電子サービスについて、両社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を用いて両社の株式価値分析を行いました。

上記各評価方法による日信電子サービスの普通株式1株に対する日本信号の普通株式の割当株数の算

定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	1.51~1.54
DCF法	1. 67~2. 25

市場株価法においては、SMBC日興証券は、算定基準日を平成25年11月11日として、日本信号及び日信電子サービスの普通株式の東京証券取引所における算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び日信電子サービスの平成26年3月期第2四半期決算短信開示日の翌日から算定基準日まで(平成25年10月25日から平成25年11月11日まで)の株価終値単純平均値を算定しております。

DCF法においては、SMBC日興証券は、日本信号について、日本信号が作成した平成26年3月期から平成29年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は5.64%~6.64%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率を0%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。他方、日信電子サービスについては、日信電子サービスが作成した平成26年3月期から平成29年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は8.46%~9.46%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率を0%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

SMBC日興証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でSMBC日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産及び負債(偶発債務を含みます。)について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成25年11月11日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

また、SMBC日興証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

日信電子サービスは、SMBC日興証券より、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、SMBC日興証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

## (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換の結果、効力発生日である平成26年3月1日をもって、日信電子サービスは日本信号の完全子会社となります。それに先立ち、日信電子サービス株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て平成26年2月26日に上場廃止(最終売買日は平成26年2月25日)となる予定です。上場廃止後は、東京証券取引所において日信電子サービス株式を取引することはできません。

日信電子サービス株式が上場廃止となった後も、本株式交換により日信電子サービスの株主の皆様(但し、日本信号を除きます。)に割当てられる日本信号株式は、東京証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、日信電子サービス株式を50株以上所有し、本株式交換により日本信号の単元株式数である100株以上の日本信号の株式の割当てを受ける日信電子サービスの株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えておりま

す。

他方、50株未満の日信電子サービス株式を所有する日信電子サービスの株主の皆様には、本株式交換により日本信号の単元株式数である100株に満たない日本信号の株式が割当てられます。これらの単元未満株式については、上記金融商品取引所市場において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買取制度又は単元未満株式の買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い割当てを受ける日本信号の株式の数に1株に満たない端数が生じる場合の取扱いの詳細については、上記2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」注4)「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。なお、日信電子サービスの株主の皆様は、最終売買日である平成26年2月25日までは、東京証券取引所において、その所有する日信電子サービス株式を従来どおり取引することができます。

#### (4) 公正性を担保するための措置

日本信号及び日信電子サービスは、日本信号が、既に日信電子サービスの総株主の議決権の 51.79% (間接保有分を含みます。)を保有していることから、本株式交換における株式交換比率その他本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

#### ①第三者算定機関からの算定書の取得

日本信号は、日本信号株主のために、日本信号及び日信電子サービスから独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、平成25年11月11日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要は上記(2)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、日本信号は、みずほ証券から、本株式交換の株式交換比率が日本信号の株主にとって財務的見地より公正である旨の評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

他方、日信電子サービスは、日信電子サービス株主のために、日本信号及び日信電子サービスから独立 した第三者算定機関であるSMBC日興証券を選定し、平成25年11月11日付で、株式交換比率に関す る算定書等を取得しました。算定書等の概要は上記(2)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、日信電子サービスは、SMBC日興証券から、本株式交換の株式交換比率が日信電子サービスの 株主にとって財務的見地より公正である旨の評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

#### ②独立した法律事務所からの助言

日本信号は、本株式交換の法務アドバイザーとして、平成25年9月19日付で西村あさひ法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、西村あさひ法律事務所は、日本信号及び日信電子サービスとの間で重要な利害関係を有しません。

他方、日信電子サービスは、本株式交換の法務アドバイザーとして、平成 25 年9月5日付でアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、日本信号及び日信電子サービスとの間で重要な利害関係を有しません。

#### (5) 利益相反を回避するための措置

本株式交換は、既に日信電子サービスの総株主の議決権の51.79%(間接保有分を含みます。)を保有している日本信号が日信電子サービスを完全子会社化するものであり、利益相反関係が存在することから、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

# ①日本信号における、利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認

日本信号の取締役のうち、日信電子サービスの取締役を兼務する西村和義氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、日本信号の取締役会における本株式交換に関する議案の審議及び決議には参加せず、本

株式交換に係る協議・交渉にも参加しておりません。

また、日本信号の取締役のうち、日信電子サービスの監査役を兼務する斉藤安雄氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、日本信号の取締役会における本株式交換に関する議案の審議及び決議には参加せず、また本株式交換に係る協議・交渉にも参加しておりません。

本日開催の日本信号の取締役会には、上記2名の取締役を除く日本信号の取締役全員が出席し、出席取締役全員の賛同により、本株式交換を承認する旨の決議をしております。また、上記取締役会には、日本信号の監査役全員が出席し、出席監査役全員が、本株式交換の承認について異議がない旨の意見を述べております。

# ②日信電子サービスにおける、利害関係を有しない第三者からの意見の取得

本株式交換は、既に日信電子サービスの総株主の議決権の 51.79% (間接保有分を含みます。)を保有している日本信号が日信電子サービスを完全子会社化するものであり、利益相反構造が存在することから、日信電子サービス取締役会は、本株式交換を検討するにあたり、日本信号と利害関係を有しない日信電子サービスの社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている杉山真一氏に対し、東京証券取引所の定める規則に基づき、本株式交換に関する日信電子サービスの決定が日信電子サービスの少数株主にとって不利益なものでないか否かに関する検討を依頼しました。

同氏は、本株式交換に関して慎重に検討した結果、本株式交換の目的、交渉過程の手続、本株式交換の株式交換比率の公正性、日信電子サービスの企業価値向上等の観点から総合的に判断して、当該決定が日信電子サービスの少数株主にとって不利益でない旨の意見書を平成25年11月12日付で日信電子サービス取締役会に提出しております。

# ③日信電子サービスにおける、利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認 日信電子サービスの取締役のうち、日本信号の取締役会長を兼務する西村和義氏及び平成 25 年 3 月 31 日まで日本信号の執行役員であった大賀仁史氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、日信電子サー ビスの取締役会における本株式交換に関する議案の審議及び決議には参加せず、本株式交換に係る協議・ 交渉にも参加しておりません。本日開催の日信電子サービスの取締役会には、上記 2 名の取締役を除く日 信電子サービスの取締役全員が出席し、出席取締役全員の賛同により、本株式交換を承認する旨の決議を しております。

また、日信電子サービスの監査役のうち、日本信号の取締役常務執行役員を兼務する斉藤安雄氏及び日本信号の常務執行役員を兼務する塚本英彦氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、日信電子サービスの取締役会における本株式交換に関する議案の審議には参加せず、また本株式交換に関し何らの意見表明も行っておらず、本株式交換に係る協議・交渉にも参加しておりません。本日開催の日信電子サービスの取締役会には、上記2名を除く日信電子サービスの監査役全員が出席し、出席監査役全員が、本株式交換の承認について異議がない旨の意見を述べております。

# 4. 本株式交換の当事会社の概要(平成25年3月31日現在)

			日本信号(連結)	日信電子サービス(連結)	
				株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1)	名		称	日本信号株式会社	日信電子サービス株式会社
				東京都千代田区丸の内一丁目5番	(本社事務所)
				1号	東京都墨田区押上一丁目1番2号
(2)	所	在	地		(本店)
					埼玉県さいたま市中央区鈴谷四丁目
					8番1号
(3)	(3) 代表者の役職・氏名		氏名	代表取締役社長 降簱 洋平	代表取締役社長 山手 哲治
(4)	事	業内	容	電気・電子機器製造及び販売等	電気・電子機器の保守サービス等
(5)	資	本	金	6,846 百万円	833 百万円

(6)	設 立 年	月月	日 昭和3年	12月15日		昭和 42 年	5月13日		
(7)	発行済						6,000,000 株		
(8)	決算		期 3月31日			3月31日			
(9)	従業員数	(連結)	2,859人			852 人			
(10)	主 要 取	: 引 <i>5</i>	JR・私鉄 等	各社、官公庁	及び一般各社		GE ^ルスケア・ジャノ 私鉄各社、各 等		
(11)	主要取	引銀彳	株式会社 株式会社 株式会社	みずほ銀行 三菱東京 UFJ 三井住友銀行 埼玉りそな銀 託銀行株式会	行		ずほ銀行 菱東京 UFJ 銀 井住友銀行	行	
(12)	大株主及び	′持株比≅	(信託口 富国生命 日本信号 日本マスケー (信託口 株式会社 日本信号 NORTHERN TRUST GU みずほ信 第一生命	) 保険相互会社 取引先持株会 トラスト信託銀行 ) みずほ銀行 ケェループ。社員持 TRUST CO AVFO ERNSEY IRISH 託銀行株式会社 によいサービス信託	4.65% 株式会社 4.18% 3.85% 株会 3.11% CRE NORTHERN CLIENTS 2.43% 社 2.40%	日信電子が富国生命保株式会社子あいおいご対けハマーケテル住友生命保株式会社勝株式会社勝	式会社 ーピスグループ 瞬相互会社 ずま東印野 がずれいでと 険相互銀いでは では がずれいでと では では では がずれいでと は では では では では では では では では では では では では で	社員持株会 9.99% 3.90% 2.00% 行 1.90% 会性 1.60% 会社 1.40% 1.00% 0.80%	
(13)	当事会社間	 間の関係			2. 0. 70				
	資 本	関	日本信号	日本信号は、日信電子サービスの発行済株式数の 51.67% (3,100,000 株、 間接保有分を含みます。)の株式を保有しており、親会社に該当します。					
	人 的	関	日本信号	日本信号の取締役1名が日信電子サービスの取締役を兼務しております。 日本信号の取締役1名と執行役員1名が日信電子サービスの監査役を兼任 しております。日信電子サービスの従業員2名が日本信号へ出向しており ます。					
	取 引	関	っており また、キ	日信電子サービスは、日本信号が製造・販売する製品の保守サービスを行っております。 また、キャッシュマネジメントシステムによる資金取引を行っております (平成25年3月31日時点の残高は、3,550百万円です。)。					
	関連当事	• •			日本信号の連			者に該当しま	
	該当	1/\		lite					
(14)			漬及び財政状	態					
(14)			漬及び財政状 日	態 本信号(連結	)	 日信雷	子サービス(	 連結)	
(14)					) 平成 25 年	日信電平成 23 年	子サービス( 平成 24 年	連結) 平成 25 年	
(14)	最近3年間の		日	本信号(連結					
(14)	最近3年間の 決算期	の経営成績	平成 23 年	本信号(連結 平成 24 年	平成 25 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	
	最近3年間6 決算期 純 資	の経営成績	日 平成 23 年 3月期	本信号(連結 平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3月期	平成 23 年 3月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3月期	

連	結	疗	Ē	上	高	83, 465	84, 503	85, 339	14, 189	13, 572	14, 230
連	結	営	業	利	益	4, 809	3, 296	5, 082	957	746	1, 348
連	結	経	常	利	益	5, 420	3, 819	6, 017	1,012	806	1, 393
連	結	当 其	月紅	1 利	益	2,642	1,628	3, 135	641	284	712
1株	当たり	)連結	当期糾	利益	(円)	42. 35	26.09	50. 25	106. 98	47. 50	118. 94
1 杉	ま当 た	こり酉	己当台	金 (F	月)	13.00	10.00	13.00	28.00	28. 00	32.00

(単位:百万円。特記しているものを除きます。)

# 5. 本株式交換後の状況

				株式交換完全親会社
(1)	名		称	日本信号株式会社
(2)	所	在	地	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
(3)	代表	者の役職・	氏名	代表取締役社長 降簱 洋平
(4)	事	業内	容	電気・電子機器製造及び販売等
(5)	資	本	金	現時点では確定しておりません。
(6)	決	算	期	3月31日
(7)	純	資	産	現時点では確定しておりません。
(8)	総	資	産	現時点では確定しておりません。

#### 6. 会計処理の概要

本株式交換は、少数株主との取引に該当する見込みであり、この取引に伴いのれんが発生する見込みです。なお、のれんの金額は現時点で未定です。

# 7. 今後の見通し

本株式交換が日本信号の当期の連結業績へ与える影響等につきましては、現時点では確定しておりません。今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

#### 8. 支配株主との取引等に関する事項

#### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本株式交換は、日本信号が日信電子サービスの総株主の議決権の51.79%(間接保有分を含みます。)を所有している支配株主であることから、日信電子サービスにとって支配株主との取引等に該当します。日信電子サービスが平成25年6月27日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本株式交換における適合状況は、以下のとおりです。

日信電子サービスは、その取締役会において、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議、検討し、さらに下記(2)「公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び(3)「当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載の措置を講じることにより、日信電子サービスとしての独立の立場に基づき、少数株主の利益を害することのないよう、平成25年6月27日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合した形式で、本株式交換を行うことを決議したものです。

なお、平成25年6月27日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

親会社との営業上の取引等においては、その他の取引先との同様、当社としての独立の立場に基づき、少数株主の利益を害することのないよう取引を行うこととしております。

#### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記(1)「支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本株式交換は、日信電子サービスにとって支配株主との取引等に該当することから、日信電子サービスは、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、日信電子サービスはその取締役会において、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議、検討し、さらに上記3.(4)「公正性を担保するための措置」及び3.(5)「利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しております。

(3) 当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

日信電子サービスは、上記3. (5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換を検討するにあたり、日本信号と利害関係を有しない日信電子サービスの社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている杉山真一氏に対し、東京証券取引所の定める規則に基づき、本株式交換に関する日信電子サービスの決定が日信電子サービスの少数株主にとって不利益なものでないか否かに関する検討を依頼しました。

同氏は、本株式交換に関して慎重に検討した結果、本株式交換の目的、交渉過程の手続、本株式交換の株式交換比率の公正性、日信電子サービスの企業価値向上等の観点から総合的に判断して、当該決定が日信電子サービスの少数株主にとって不利益でない旨の意見書を平成25年11月12日付で日信電子サービス取締役会に提出しております。

以上

#### (参考)

日本信号の当期連結業績予想(平成25年11月12日公表分)及び前期連結実績

(単位:百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想	97,000	6 000	6 500	2 200
(平成 26 年 3 月期)	87, 000	6,000	6, 500	3, 300
前期実績	OF 220	F 000	6 017	2 125
(平成25年3月期)	85, 339	5, 082	6, 017	3, 135

日信電子サービスの当期連結業績予想(平成 25 年 10 月 24 日公表分)及び前期連結実績

(単位:百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 26 年 3 月期)	15, 000	1, 440	1, 480	750
前期実績 (平成 25 年 3 月期)	14, 230	1, 348	1, 393	712